

大阪市告示第756号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による指定障害児通所支援事業の廃止の届出を受理したので、同法第21条の5の25第2号の規定により別紙のとおり公示する。

令和8年5月29日

大阪市長 横山英幸

（福祉局障がい者施策部運営指導課）